

○神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例

平成21年 3 月31日 条例第28号

改正

平成28年 3 月29日 条例第35号

平成29年 7 月14日 条例第47号

平成30年 3 月30日 条例第34号

令和 7 年 3 月28日 条例第31号

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 2 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき、神奈川県地方独立行政法人評価委員会の所掌事項、組織及び委員その他同委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる地方独立行政法人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

地方独立行政法人	委員会
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、次に掲げる事項（神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会にあっては、第 3 号に掲げるものに限る。）であって知事が必要と認めるものについて、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 法第26条第 1 項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の中期計画の作成又は変更の認可に関すること。
- (2) 法第28条第 1 項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の事業年度ごと及び中期目標の期間における業務の実績の評価に関すること。
- (3) その他地方独立行政法人の業務運営に関すること。

(組織等)

第 4 条 委員会は、6 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは当該委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成28年3月29日条例第35号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県地方独立行政法人評価委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年7月14日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日条例第34号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日条例第31号)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。